

太田市コミュニケーション支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚、音声機能又は言語機能の障がいをもつ者（以下「聴覚障がい者等」という。）が日常生活を営む上でコミュニケーションを必要とする場合に、コミュニケーション支援者（以下「支援者」という。）を派遣することにより、聴覚障がい者等の自立と社会参加の促進を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(委託)

第2条 コミュニケーション支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者その他市長が適当と認めた法人等（以下「サービス提供者」という。）に委託するものとする。

(派遣対象者)

第3条 支援者の派遣対象者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 市内に居住する聴覚障がい者等で官公署、医療機関その他日常生活を営む上で必要な機関等において、手続その他の行為をしようとする者

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この事業の対象としない。

(1) 営利を目的とする場合

(2) 個人の趣味又は娯楽に関する場合

(3) 講演会等の主催者側の経費で賄うことができる場合

(4) 政治的又は宗教的な活動を目的とする場合

(派遣範囲)

第4条 支援者の派遣範囲は、太田市内及びその近郊とする。

(業務の内容)

第5条 支援者の行う業務は、対象者のコミュニケーション支援とする。

(派遣申請)

第6条 支援者の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、コミュニケーション支援申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(派遣決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、対象者の状況等を調査の上、支援の必要があると認めたときは、コミュニケーション支援決定通知書（様式第2号）に

より申請者に通知するものとする。

(報告)

第8条 支援者は、支援を終了したときは、速やかにコミュニケーション支援報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(費用負担)

第9条 支援者を派遣した場合において、対象者から派遣費用は徴収しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する